

(仮称)中央図書館整備基本計画検討委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 平成16年度尾張一宮駅周辺地域再生整備事業報告書に示された「一宮市による尾張一宮駅ビル構想(案)」に基づく(仮称)中央図書館の役割や機能、図書館サービスや施設整備計画等の具体的な整備基本計画を検討するために、(仮称)中央図書館整備基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第2条 委員会は、教育長が委嘱する委員15名以内をもって構成する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

(委員長・副委員長)

第4条 委員会に委員長と副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 副委員長は、委員長が選任する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育文化部図書館事務局において処理する。

(委員謝礼)

第7条 委員謝礼の金額は別に定める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月21日から施行する。